

日進市公用車広告掲載募集要項

本市では、新たな財源の確保や市民サービスの向上を図るため、市が管理する公用車に掲載する広告を募集します。

1 広告媒体

日進市が管理する公用車

2 募集内容

- (1) 掲載公用車数 18台 (詳細は別表のとおり)
- (2) 掲載位置 公用車の側面及び後面
- (3) 規格 車種、掲載位置に適合する大きさと現状に復することが可能なもの
- (4) 広告掲載料 1台 月額 3,000円
- (5) 掲載期間 1月単位とし、掲載を始めた月の属する年度の末日を限度として掲載することができる。

※広告と市が作成する啓発物を同時に掲載する場合があります。

3 広告掲載基準及び広告掲載希望者の条件

日進市有料広告掲載に関する要綱及び日進市公用車広告掲載要綱に基づくものとする。

4 募集期間

令和8年3月2日から令和8年3月13日まで (令和8年4月1日掲載開始分)

以降、空き状況に応じて随時募集

5 申込手続

(1) 提出書類

- ア 日進市公用車広告掲載申込書 (第1号様式)
- イ 広告案 (広告内に「日進市有料広告事業」の文字 (文字サイズ40mm以上) を入れてください。)
- ウ 直近の納税証明書 (写し可)
- エ 法人の場合 商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書) (写し可)
個人の場合 身元 (身分) 証明書 (写し可)
- オ 会社概要がわかるもの (パンフレットなど)

(2) 申込先

日進市総務部財産運営課

(3) 申込方法

電子メール、郵送、窓口持参

※電子メールでの提出にご協力ください。また、電子メールの件名は、「公用車広告申込」としてください。

6 選考方法

日進市有料広告掲載に関する要綱及び日進市公用車広告掲載要綱に基づき、申込内容を審査し、決定する。

7 選考結果

広告掲載の可否については、日進市公用車広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知する。

8 広告掲載料の納付

広告掲載者は、指定の期日までに市の発行する納付書により広告掲載料を納付してください。

9 その他

関連する要綱は市ホームページに掲載する。

日進市有料広告掲載に関する要綱

日進市公用車広告掲載要綱

<https://www.city.nisshin.lg.jp/department/soumu/zaisan/2/3/17752.htm>

1

10 お問い合わせ先

日進市総務部財産運営課

住 所 〒470-0192 日進市蟹甲町池下 268 番地

電 話 番 号 0561-76-7667

電子メール zaisan@city.nisshin.lg.jp